

令和7年度事業報告

はじめに

令和7年度は司法書士会館建設（以下、「会館」という。）から30年という節目の年であった。3年前の会長就任時から、会館の長期修繕及び将来の建替えについての計画を立案することは重要なミッションの一つとして位置付けていたが、長期修繕計画の立案も終え、計画に基づいた大規模修繕を始めることができた。あと数年は大掛かりな工事も多く会員の皆様にもご迷惑をかけるかと思うがご容赦いただきたい。

現在の会館は建設前の地鎮祭を終えたところで、阪神淡路大震災に見舞われた。震災の影響が少し落ち着いたところで、再度会館建設に関して、臨時総会を開いて建築を進めることを決定したとのことで、その当時の先生方の様々な思いが込められていると感じている。

長期修繕計画の立案から工事着手には至っているが、次に問題となるのは将来の建替えについてである。少なく見積もっても30年後の話になると思われ、その時点で、現在の会員の皆様が現役かといわれるとそうでない方のほうが多いと思われる。30年後会館が必要かどうかということについては、30年後の会員に判断を任せるしかないが、30年前に借入れを行うこともせず、建設していただいたことを考えると、建設できるだけの積立を行っていくことは大事なことではないかと考えている。

過度な負担を求めることなく、将来の建替え資金の積立を行っていききたいところであるが、そんな中、日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という。）では、物価の上昇などから月額2500円の会費の値上げを次の総会で上程する予定である。委員会の統合、委員の数の削減など日司連としても対応できるものは対応した結果との説明があり、おそらく可決されるであろうと思われる。可決されると、令和9年10月ごろから値上げされることになり、当会も対応に迫られることになる。

本総会で、これに関する議案等の提案は行わないが、会館建設の積立と日司連の会費値上げとのバランスを考えながら、当会の会費に関する検討は続けていく。

令和7年1月17日で阪神淡路大震災から30年を迎えた。震災を経験した会員は現在でも多くいるが、震災を司法書士として経験した会員は年々減少し、当時の経験を伝える機会が減っていくことになる。同日にシンポジウムを開催したが、今後は司法書士として直接震災を経験していなくても、経験された会員の皆様の当時の活動や想いを我々が伝えていかなければならないということを改めて強く感じた次第である。

令和6年1月1日に発災した能登半島地震に関する対応については、日司連や石川県司法書士会からの要請は一段落し、令和7年度においては、直接的な対応は行っていないが、災害時に対応できる状態を作っていかなければならない。

兵庫県内での活動ということでは、令和6年度と同様に令和6年4月1日から始まった相続登記義務化及びこれまでに改正のなされた所有者不明土地等の解消に向けた民事基本法制の改正への対応に終始した年度となった。

相続登記義務化については、神戸地方法務局と連携した広報活動や相談活動、日本赤十字社

との連携による市民向けセミナー、遺言相続相談会などの活動を通じて、市民に向けた啓発活動を行った。

所有者不明土地等の解消に向けた活動としては、神戸地方裁判所への所有者不明土地・建物管理人、管理不全土地・建物管理人の候補者名簿の提出を継続して行っている。令和7年度は推薦依頼がなく、これまでに3件しか推薦依頼がないが、地道に裁判所への働きかけを行い、件数が増えるように活動を続けたい。

県内各市町との間での空家空地問題に関する協定の締結に関しては、尼崎市との間で、空家等対策の推進に関する協定の締結を行った。

空家空地問題に関する協定と並行して進めていた、災害時における相談事業に関する協定の締結に関しては、令和7年度においては令和6年度時点での県内27市町から増やすことはできなかった。しかし、機会があるごとに、平時から相続登記を進めていくことが災害時にも、空家空地対策にもつながっていくということを説明し、各市町には災害協定と併せて空家空地問題への司法書士の活用、相続登記の推進への協力をお願いしたところである。

令和2年度末からSDGsの研究を始めている。SDGsのターゲット16.3には、「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。」とあり、市民向けの相談や法教育などの活動はこの一つに位置づけられるものである。令和7年度も社会事業部を中心に様々な取り組みを行った。また企画研究部SDGs推進委員会と広報部により、SDGsへの取り組みについて広報活動を行い、大阪関西万博における共創チャレンジにも近畿の各会と足並みをそろえて参加し、かつ親睦事業を兼ねて、大阪関西万博における日司連のステージイベントへの参画を行った。

次に当会内での活動状況について触れてみたい。

当会の各部、各委員会の会議に関しては、基本的にWEBを併用した。役員、委員の皆様も慣れていただき、スムーズな運営を行うことができたのではないかとと思われる。また研修会は年次制研修も含めWEB併用の形が定着し、実際に研修のために会館に足を運ぶことが難しい遠方の会員にも多く参加いただくことができた。

会員親睦事業は令和6年度同様力を入れて取り組んだ。たくさんの会員及びご家族の皆様にご参加いただき、またご参加いただいた方には満足いただけたようで、非常に良かったと思っている。会員に当会への帰属意識を持ってもらうという言葉が役員の間ではよく使われていたのだが、そこまで堅苦しく言わずとも、会員の皆様が交流いただける機会を提供し、そういった中から、また少しでも会務にご協力いただける会員が一人でも増えればこれほどうれしいことはない。

近年は他土業による登記申請だけでなく、後見開始申立書の作成など看過できない状況が多くみられるようになった。しかも他土業だけでなく、神戸市の話で取り上げたような無資格の民間事業者による司法書士法違反も今後は大きな問題になっていく可能性が高く、こういった状況から司法書士法施行規則第41条の2の規定による調査（以下、「非司調査」という。）に関してはかなり力を入れて取り組んだところである。そして令和7年度は他土業の登記申請などで刑事告発も行い、結果も出ている。今後も取り組みにあたり、会員の皆様からの情報提供をお願いしたいと思う。

苦情対応に関しては、例年並みの件数の対応を行った。内容の判断及び申出人への対応は相

変わらず難しいものが多く、担当いただいた役員の皆様には多大な苦勞をおかけした。会員全員で司法書士法の使命規定を実践し、対応件数が0となることを願ってやまない。また最近では会員と連絡が取れないという苦情が多くみられることもあり、依頼者との密なコミュニケーションを会員の皆様をお願いしたいと思う。

令和7年度の司法書士試験の受験者数は14418人、合格者は751人、合格者平均年齢は42.05歳であった。令和6年度と比較すると受験者数についてはやや増加傾向となっているが、合格率を5%くらいまで上昇させることで、合格者数を維持している現状は変わらない。当会の会員数もここ数年は1000人程度で横ばい状態である。今後は新規登録者が都市部に集中して、県内全体としては減少する可能性が高いと考えられる。この会員減少、特に都市部以外での減少につき、何らかの施策を講じていく必要があると考えられ、新人研修の懇親会に但馬支部長に臨席いただき、話をさせていただくなど、少しずつ取り組みを始めてみたが、継続して検討を続ける必要があると思われ、各支部長のご意見も伺いながら、今後も少しずつでも取り組みを行っていきたい。

ここに書ききれなかった各部、各委員会の活動については、それぞれの事業報告をご参照いただければ幸いである。

最後に、令和7年度、当会の活動にご協力いただいた役員、委員の皆様、各種の事業を支えていただいた会員の皆様に感謝と御礼を申し上げます。

1. 総務部

(1) 総務課

会則等の見直し、改正等

日司連の規則基準の改正に伴い、当会の会則や規則（債務整理事件の処理に関する規則制定、依頼者等の本人確認等に関する規程、会員専用サイトオンライン申請に伴う各規程の改正）の改正対応を行った。

事務局

事務局員と対話する機会を積極的に設け、また、育児休業中の局員と面談を行い、事務局の状況を把握し、執務が円滑にすすむようにコミュニケーションを図った。

会館修繕

令和6年度に策定した当会会館の長期修繕計画に基づき、大規模修繕工事（電気設備・空調設備）を実施するため、大規模修繕プロジェクトチームを設置し、工事内容につき検討を行い、実施した。

その他

役所からの職務上請求用紙使用に関する問い合わせや、会員からの問い合わせ等、随時、対応を行った。

また、「司法書士のための戸籍謄本・住民票の写し等の交付請求の手引き」の改訂があり、日司連からは資料データの提供であったため、会員の利便性を図るとともに、職務上統一請求用紙の適正な使用を周知することを目的として、冊子として会員に配布した。

(2) 業務課

会員に対する苦情対応及び懲戒手続きについて、総務部・綱紀調査委員会・法務局総務担当部署並びに日司連担当部署間との連携を図り、特に綱紀調査付託を行う事案については最初に苦情受付をした業務課担当会員から綱紀調査委員会への事情等の引継ぎを全件行い、正確な情報伝達を徹底する運用をした。

市民からの会員の執務に関する問い合わせについては、令和6年度同様に業務課担当者（理事）にて、毎週火曜日・金曜日の午後1時から5時を電話受付時間とし担当者のスマホアプリに連携して担当者の事務所等にて事情の聞き取り等対応を行った。問い合わせ内容は依頼した会員と連絡が取れない、事件処理の放置、報酬額に関する不満等多岐に渡るが、会員が後見人等に就任している事案に関し被後見人等本人や家族からの問い合わせについては、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部（以下、「リーガルサポート」という。）とも連携して対応した。会員の執務に非違行為があるとは認定できない問い合わせも一定数あるが、事案に応じて会員への状況確認、申出人への説明等を行い、業務課担当で状況の把握を共有し、申出人への報告まで速やかに完了するよう対応を進めている。

なお、令和7年度の申出件数はのべ113件である。

(3) 非司法書士対策委員会

神戸地方法務局長より非司調査の委嘱があり、当会役員、委員及び支部協力のもと、本局においては商業登記申請書類、明石支局においては不動産の権利に関する登記申請書類を対象として、司法書士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事実の有無について調

査を行った。なお、調査期間はそれぞれ下記のとおりである。

(調査期間)

本局法人登記部門 令和7年11月10日から14日までの5日間

明石支局不動産登記部門 令和7年11月19日

当委員会から下記の者に対して、照会状、警告書等を発出した(合計8件)。

ア 非司法書士行為が疑われる情報提供を受けた当該行政書士、税理士、不動産業者

イ インターネット上で特定用語を指定して検索を行い、検索結果として表示されたホームページを閲覧したうえで、非司法書士行為が疑われる記載が確認された行政書士、税理士、不動産業者等

ウ 某資格試験予備校における講義動画において、社会保険労務士が非司法書士行為を行っている旨自認する発言が収録されているとの情報提供を受けたため、当該資格試験予備校

日司連に対して、下記のとおり照会等を行った。

ア 不当景品類及び不当表示防止法に基づく非司法書士広告の取締りの可否を照会した。

イ 専門家士業を紹介する某ポータルサイトにおいて、司法書士の掲載がないにもかかわらず、司法書士業務を行う専門家を紹介する旨の広告がなされているので対応を求める旨通知した。

令和5年度に司法書士法第73条第1項違反の罪について刑事告発を行っていたところ、次のとおりの結果となった。

ア 不動産登記申請代理業務を行っていた行政書士については、起訴されたうえ有罪となり(詳細は、当会ホームページに掲載されている会長声明を参照されたい。)その旨を兵庫県知事及び兵庫県行政書士会に通知した。

イ 裁判所提出書類作成業務を行っていた元行政書士・社会福祉士については、起訴猶予となった。

多くの非司法書士案件に迅速に対応するために、対応マニュアルの整備を進めた。

2. 経理部

当会会計の予算執行状況につき、理事会開催毎に月次決算報告書を提出するとともに、各部・各委員会へ財務状況に関する情報提供を行った。

経理事務の処理及び財務の運用について、定期的に顧問公認会計士・事務局と打ち合わせを行った。また、総務部・事務局と協同して、当会会館及び事務機器の保守・管理・更新等を行った。

当会会館の大規模修繕について、顧問建築士事務所・総務部と協同し、長期修繕計画に基づく修繕工事の実施及び令和8年度以降の長期修繕計画内容の精査を行った。

各部・各委員会より作成された事業予算に基づき、令和8年度予算の作成を行った。

3. 企画研究部

(1) 常設委員会

不動産登記検討委員会

- ア 令和7年9月22日、法務省民事局参事官室に、「民法(遺言関係)等の改正に関する中間試案」に関するパブリックコメントを提出した。
- イ 不動産登記に関連する法改正(法定相続人情報、国庫帰属制度、相続登記申請の義務化及び戸籍法改正、住所等変更登記の義務化、司法書士等が電子申請の方法により権利に関する登記の申請をする場合における電磁的記録で作成する登記原因証明情報の取扱いについて)につき意見交換を行った。
- ウ その他、不動産登記に関して日常業務で問題となる点について検討を行った。

商事法検討委員会

- ア 商業登記の日常業務に関し疑問点などを検討した。
- イ 会員向け研修会に向けた企画検討を行った。
- ウ 非司調査に委員を派遣した。
- エ 休眠会社等について神戸地方法務局から発送する通知書に同封していただくチラシ案を企画した。

裁判事務推進委員会

- ア 自治体等との間で公営住宅の家賃滞納案件における法的支援の在り方について協議し、実務上の課題精査を継続した。
- イ 令和8年5月の改正民事訴訟法全面施行を見据え、民事裁判書類電子提出システム(mints)の利用者登録を呼びかけた。
また、情報通信技術の利用が困難な当事者に対する司法アクセス確保を目的とする支援制度について検討を行った。
- ウ 債務整理の二次被害の防止および適正な事件処理を目的とした債務整理事件の処理に関する規則について、要点および論点整理を実施した。
- エ 簡裁訴訟代理等業務の活性化を図るべく、少額事件報酬助成制度の周知と適正な運用に努めた。

財産管理業務検討委員会

- ア 令和7年8月25日、法務省民事局参事官室に、「民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案」に関するパブリックコメントを提出した。
- イ 地方裁判所に提出している所有者不明土地・建物管理人及び管理不全土地・建物管理人の候補者名簿の作成・更新、並びに家庭裁判所に提出している財産管理人候補者名簿の更新を行った。また、裁判所からの候補者推薦依頼に対し、名簿登載者の中から推薦者の選定を行った。
- ウ 令和7年10月19日、日本赤十字社兵庫県支部との共催で相続・遺言講座並びに相談会を開催した。

(2) 特命委員会

SDGs推進委員会

- 令和8年1月15日、会員のSDGsについての理解や意識が高まるよう、「司法書士

が拓くSDGsと障がい者理解」というテーマで実務研修を行った。

デジタル化推進委員会

会員向け情報システムを構築するため、システム開発会社や決済代行会社と打ち合わせを行った。

4. 研修部

当会研修部と支部研修委員長で研修担当者会議を開催し、情報の共有、意見交換を行った。

支部研修においては、支部研修だけでも12単位の取得ができるように支部研修委員長にも尽力いただき、数多くの支部研修会を開催した。また、倫理研修の開催にも協力いただき、支部研修委員長の皆様に、御礼申し上げます。

(1) 会員研修委員会

令和7年度の会員研修は、土曜日に4時間開催する中央研修会と、平日の夜に2時間開催する実務研修会とに区分して、中央研修会を8回、実務研修会を15回、開催した。

内容については、民法、不動産登記法等の改正法をはじめ、財産管理や相続法、所有者不明土地問題に関するシリーズ研修、相談技法のトレーニング等と多岐にわたり、倫理研修は、実務研修として4回、中央研修として1回開催した。

他部門との連携については、企画研究部・社会事業部・調停センター・リーガルサポートと共催し、円滑な協力体制を築くことができた。また、当会の他部会が行う勉強会等について、研修単位付与の要件を満たすものについては積極的に単位付与を行った。

映像配信システムに関しては、講師の承諾が得られるものについてはすべて配信を行い、参加の難しい遠方の会員や会場の参加が困難だった会員を対象として、単位取得につなげていけるよう、充実を図った。

当会で新たに登録した会員に受講していただく新入会員研修は、職務上請求用紙の使用方法的留意点及び報酬の考え方について、2ヶ月に1回程度で開催した。

前述の新入会員研修に加え、入会5年未満の会員を対象とした「日司連新入会員研修プログラム」を全3回実施した。本研修は、eラーニング、事前課題、集合研修（ディスカッション）を組み合わせた形式で行い、研修後には意見交換会を設け、会員同士の交流を通して会への帰属意識を高めるよう努めた。各回のテーマには「立会業務」（第1回）、「事業承継の基礎」と「遺産承継業務」（第2回）、「司法書士と相続に関する家事事件」および「職務上請求」（第3回）を取り扱った。

年次制研修については、Zoomミーティング利用のWEB研修3日程と神戸会場での集合研修1日程で実施した。

研修の同時配信については、令和7年度も引き続きZoomのウェビナー機能を利用した研修を実施し数多くの会員がオンライン受講をすることができた。

最後に、研修単位取得達成率向上を目的として、令和8年3月初旬に研修単位取得未達成の会員に対し、お知らせの文書を送付した。研修単位の取得漏れの会員への注意喚起になり研修単位取得達成率が少しでも増えることに繋がれば幸いである。

(2) 新人研修委員会

令和6年に続き開催された神戸地方法務局での合格証書伝達式の後、新人研修に関するガイダンスを行った。集合研修は、令和7年12月6日、令和8年3月14日・21日の計3回実施した。配属研修は、令和8年1月から配属研修指導員の事務所において実施し、第1回集合研修で配属研修ガイダンスを行い、また、募集期間を調整して、新人が受講するかの決定を行う際に、新人研修委員会の委員などに相談できるように工夫した。

第1回集合研修は、組織の説明、受講生の自己紹介、倫理・綱紀案件の講義とそれらについてのグループディスカッションを行った。第2回集合研修では不動産取引に関する講義と模擬立会を、第3回集合研修では、模擬相談を実施した。

配属研修に関しては、申込みの13名全員を受け入れることができ、全員が修了見込みである。配属研修指導員候補者の確保、期間、時期等、今後とも一層受講しやすい態勢を整える必要があるものとする。配属研修指導員をお引き受けいただいた会員各位におかれては、当委員会活動に多大なるお力をお貸しいただき深く感謝し、この場を借りて御礼申し上げます。

(3) 補助者研修

補助者研修は、令和7年7月23日および令和8年1月19日に開催した。内容は、司法書士事務所の役割や補助者の実務に加え、秘密保持、本人確認、職務上請求用紙の管理等の留意事項、さらに懲戒事例を交えた司法書士倫理の解説を行った。アンケートでは業務理解の深化や執務姿勢の再認識に寄与したとの評価が多く、本研修の有用性が示される結果となった。

5. 社会事業部

(1) 法教育を中心に、各支部と十分な意思疎通を図りながら地域に密着した事業展開を図り司法書士の認知度を高めるため以下の事業を実施した。

講師派遣事業の実施（消費者教育講座、職業人講話、司法書士派遣講座）

講師団の充実、関連団体等との情報交換、ネットワーク構築の推進等

学校、市民向け講座事業を実施している旨の外部および内部への周知

広報手段としては、当会ホームページと県下の高等学校・短期大学に司法書士講師派遣の案内発送を行った。

高等学校の生徒、短期大学の学生を対象とした学校講座（消費者教育講座、職業人講話）2件、また地域住民を対象とした市民講座（司法書士派遣講座）8件を実施した。会員各位のご協力に感謝申し上げます。

また、兵庫県青年司法書士会（以下、「青年会」という。）が主催する、兵庫県下の児童養護施設への講師派遣事業4件に助成（持ち込み方式）を行った。

その他、日司連、近畿司法書士会連合会（以下、「近司連」という。）青年会の法教育委員会との連携、法教育ネットワークに継続加入するほか、消費者教育に関し各関連団体が行うシンポジウム、学会、研修会等に積極的に委員を派遣し意見交換することにより各種団体とのネットワークをより強固なものとするための活動を行った。

(2) 人権擁護の観点から様々な社会問題に積極的に取り組むため以下の事業を実施した。

生活困窮者の権利擁護活動の拡充、関連団体との連携強化

「兵庫県司法書士会高齢者・障がい者・ホームレス等に対する生活支援権利擁護助成規程」に基づき助成金支給を1件実施した。

研修部と連携して、令和7年11月28日に「生活保護」をテーマとする研修会（生活保護問題に法律家が関わることの重要性）、令和7年12月5日に「債務整理」をテーマとする研修会（債務整理入門 任意整理・自己破産）を実施した。（前記助成規程の案内及び説明を行った。）

更に、相談事業部と連携して、経済的困窮者支援団体が行う生活困窮者のための野外における越冬活動の会場（神戸東遊園地内及び尼崎橘公園内仮設会場）において「野外における年末年始暮らしの相談会」を実施した。令和7年12月30日から令和8年1月11日のうち5日間であり、16件の相談に対応した。会員各位のご協力に感謝申し上げます。

自死問題に関するネットワーク構築の推進

令和8年3月7日、神戸市、神戸市医師会、兵庫県弁護士会と共催事業の「神戸自殺総合対策フォーラム」を神戸市医師会にて開催した。

日本社会精神医学会において事例発表や研修会を実施し、日司連市民の権利擁護推進室、兵庫県福祉部障害福祉課の方と共に司法書士の相談姿勢、自死リスクのある相談者に対する連携について検討を行った。

今後も継続して兵庫県下における自死対策関連団体との連携を図っていくことに注力したい。

権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応、関連団体等との情報交換等

兵庫県や神戸市において開かれる協議会への出席を通じ、司法書士の役割周知に務めた。今後も行政等他団体と連携し、多様な分野へ対応していく必要性を確認した。

(3) 司法書士の取り組みを積極的に外部に発信し、関係諸機関、関連団体等との交流を推進するため以下の事業を実施した。

司法書士の取り組みを積極的に外部に発信する事業

ア 一日司法書士事業の実施

平成28年度から開始した高校生を対象とした事業である。定員30名のところ28名の募集があった。令和7年8月7日に実施し、令和7年の司法書士の業務体験として当会オリジナル教材の模擬戸籍を作成し、戸籍の読み取りから相続人確定までを実施した。

イ 親子法律教室事業の実施

こちらも平成28年度から新たに開始した小学生高学年を対象とした事業である。定員36組のところ23組の募集があった。令和8年3月8日当会地下ホールにて開催した。教材は、日司連の法教育教材「解釈のちから」で行った。

参加者からは、この法律教室に参加できて良かったと、主催者としては嬉しい感想が聞けた。

関係諸機関、関連団体等との交流を推進する事業

ア 兵庫県立森林大学校、甲南大学、神戸学院大学への講師派遣

a 兵庫県立森林大学校

平成29年開講当初より教養講座についての講師派遣依頼があり以降継続している。令和8年2月19日の野上会長の開幕講座を皮切りに、7講座を7名の司法書士で担当し、令和8年2月27日に講座(試験日は3月3日)を終了した。内容は、法学全般、民法、憲法、消費者関係、紛争解決等々の講義を行った。

b 甲南大学

平成19年度より、司法書士による講義が始まり、令和7年度も当会の会員4名が非常勤講師として、9月下旬から翌年1月上旬までの後期日程の内、講義を行った。令和7年度は講義、後期試験共に対面での実施であり、履修者数は14名であった。

c 神戸学院大学

平成13年10月神戸学院大学法学部と「神戸学院大学法学部と兵庫県司法書士会との学術交流協定」を締結し、当会の会員7名が客員教授として、講義を実施している。令和7年度の履修者数は前期70名、後期56名の合計126名であった。

6. 会員事業部

(1) 兵庫県司法書士会会報

「会報ひょうご」を令和7年度も毎月1回、実務家として有益な情報提供及び会員の紙面を通じた交流を目的に発行した。当会の組織上の情報(会長挨拶・諸会議報告・会員異動等)、各事業部、支部及び関連団体の事業案内や活動報告や、会員からの寄稿により誌面充実に努めた。また、紙媒体での保管と併せてデジタルでの保存を実施した。

(2) 親睦事業

8月3日、司法書士の日に大阪・関西万博に行き、日司連のイベントに一単位会として参加した。会場内の熱気を感じながら司法書士会への帰属意識が高まった。参加者64名。

10月26日、会館にて将棋同好会企画による講演会を開催した。よしもと芸人関東将棋ブ!部長でYouTubeチャンネル「よしもと将棋芸人と金チャンネル」出演中の吉本興業所属の芸人、ランパンプス寺内ゆうき氏をお呼びし、講演の後、会員や来場者との記念対局などを行った。後日その様子がYouTubeチャンネルで紹介された。

2月1日、湯村温泉佳泉郷井づつやにてカニ&但馬牛料理懇親会の親睦旅行を開催した。淡路発姫路経由および神戸発丹波経由のバス2台にて現地に向かい、会員紹介等行い親睦を深めた。参加者105名。

2月25日、兵庫県土地家屋調査士会と第3回合同ゴルフ大会(楠町内会ゴルフ大会)を実施した。

今後も事業内容・方法及び開催場所を検討し、会員が一同に会する場を提供したい。

(3) 功労者褒賞

功労者褒賞規程に基づき、当会へ入会・登録後35年を経過してご活躍のうえ、退会された会員7名に対し、記念品等を贈呈する手続を行った。

(4) その他

司賠償事故処理委員会の運営（担当理事のみ）を必要に応じ行った。

7. 相談事業部

(1) 司法書士総合相談センター

常設相談会の運営事業として合計27ヶ所の会場において無料相談会を設置し、運営した。

「兵庫県司法書士会電話相談会」を祝日を除く毎週火曜日と金曜日に実施した。

女性司法書士による女性相談者のための電話相談窓口「なのはな相談センターひょうご」を祝日を除く毎週月曜日と木曜日に実施した。

「賃貸トラブル相談センター」を祝日を除く毎月第2・第4水曜日に実施した。

電話相談等一部の相談会ではWEB予約・WEB相談票の活用を行った。

市役所等への相談員派遣事業として、合計6ヶ所の常設相談会及び臨時相談会（一日合同行政相談所）に相談員を派遣した。

令和7年9月27日（土）兵庫県自由業団体連絡協議会の主催による10土業「お悩みパーフェクト相談会」に相談員を派遣した。

令和7年12月6日（土）令和7年「くらしの相談会」を開催した。

社会事業部との連携事業として令和7年12月30日から令和8年1月11日の期間に「野外における年末年始暮らしの相談会」を開催した。

(2) 地域連携対策

兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、行政と広報協力等で連携した。

近司連及び青年会と共催で、多可郡多可町（旧加美町）及び丹波篠山市（旧西紀町）の地域にて巡回法律相談を実施した。

令和7年10月から神戸市社会福祉協議会と連携し終活に関する常設相談会を設置した。なお、相談会の運営はリーガルサポートに委託した。

8. 広報部

(1) 広報（PR）

広報（メディアリレーションズ）

当会の活動及び司法書士制度の有用性を社会に知らせるため、当会及び関連団体における事業を中心にマスメディアに対しニュースリリースを作成し配信した。

マスメディア関係者（司法記者クラブ）との懇談会は、実施できなかった。

ホームページ、フェイスブック

当会ホームページの「コラム」記事を毎月更新し、「トピックス」で相談会等のお知らせを適時掲載した。

また、フェイスブックにおいて、お知らせや開催事業の記事を随時投稿した。

(2) 広告

新聞広告

兵庫県内で最も購読者が多い神戸新聞のテレビ面に、毎日カラーで掲載される特殊雑報広告を実施した。また、この広告の利用により掲載可能な同紙パブリシティ枠を利用し、適時なテーマで毎月2回記事を掲載した。

また、8月3日「司法書士の日」に合わせ、神戸新聞にて広告を実施した。

県民だよりひょうご

「相続登記はお済みですか月間」に合わせ、兵庫県内全域の主要駅や公共施設に配架され新聞に折り込みされる兵庫県の広報誌「県民だよりひょうご」2月号にて広告を実施した。

ネット広告

YoutubeやT er等、出稿すべきネット広告を次年度の実施に向けて検討した。

(3) その他

登記の促進に関する広報活動

相続登記の促進に繋がる広報活動として、長期相続登記未了土地の相続人への通知に合わせて、神戸地方法務局と連携し「司法書士は相続登記の専門家です」(相続登記相談センター)チラシを配布した。

休眠会社及び休眠一般法人に対する官報公告並びに通知に合わせて、神戸地方法務局と連携し「役員変更登記はお済みですか」チラシを配布した。

広報グッズ等

必要に応じて広報グッズ、チラシ等の発注、管理を行い、適宜配布した。

各事業部の当会事業にかかわる広報活動

当会実施の相談会、イベント等の事業に関し、担当各事業部との連携を図り、広報活動の協力を行った。

広報に関する公開研究会

一人一人の司法書士の活動や行いが、司法書士制度を直に市民に伝えることができるという観点から、会員の業務に活かせる知識と情報を得ることができるよう広報公開研究会を実施した。

広報セミナーへの派遣

公益社団法人日本パブリックリレーションズ協会及び株式会社宣伝会議が実施するオンラインセミナーを部員各1名が受講し、広報セオリーの習得を図った。

9. 調停センター「ぼると」

(1) 利用状況について

令和7年度は、利用相談が実施されたのは5件(うちオンライン1件)、そのうち調停申込みがあった案件は1件だった。

利用相談の申込みはホームページのフォームを使ったものが7件だった。フォームからの申込みについて、詳細を聞き取るために申込者の希望時刻に運営委員から電話をすることに

しているが、時々、連絡がなかなか取れないケースもあった。電話での聞き取りは、相談者に利用相談のために会館まで来ていただく手間を取らせないようにと始めたものなので、今後、オンライン利用相談が増えていけば、この聞き取りの作業を省く可能性も視野に入れている。

(2) 研修について

令和7年度は以下のとおりの研修を企画、実施した。うち 〃は研修部の実務研修会として、また、 〃は研修部の中央研修会として近司連との共催とし、近司連会員にも参加いただいた。

令和7年9月25日(木) 18:00~20:00

テーマ 「調停センター“ぼると”の利用方法」

講師 司法書士 宮本 三鈴 会員(当センター運営委員)

令和7年10月24日(金) 18:00~20:00

テーマ 「リーガルカウンセリング」

講師 司法書士 浅井 健 氏(京都会)

令和7年12月13日(土) 13:00~17:00

テーマ 「司法書士のための実践ADRトレーニング~相談技法を磨く~」

講師 司法書士による対話促進ネットワーク h o a h o a

司法書士 黒澤 竜太 氏(茨城会) 司法書士 黒藪 佳乃子 氏(大阪会)

司法書士 名波 直紀 氏(静岡県会) 司法書士 前田 道利 氏(奈良県会)

(3) その他の活動について

令和8年3月21日の新人研修で当センターが「相談技法」をテーマに講義を担当した。

会員への当センター広報のため、会報に当センターの活動報告を寄稿した。会報への寄稿は令和8年度以降も続けていきたい。

10. 緊急災害対策委員会・災害対策部

(1) 緊急災害対策委員会

近司連として参画している「近畿災害対策まちづくり支援機構」の定例会議等へ継続的に参加し、起こり得る大規模災害に備えた。具体的な災害への対応は、令和7年度においては特に実施をしなかった。

(2) 災害対策部

大きな災害は令和7年度においては発生しなかった。今後必ず発生すると言われている南海トラフ大地震やその他発生しうる災害に対応すべく、行政との「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定」の締結を進めてきたが、これからは行政との連携を深めていく必要がある。令和7年度より神戸市が発足させた災害ケースマネジメント推進会議に参画した。協定済みの市町との連携を深めるとともに、引き続き未協定の市町に働きかけ、県下すべての市町との協定締結を目指していく。

1 1 . 空き家・所有者不明土地問題等対策委員会

空き家・所有者不明土地問題の対策に取り組む自治体への支援として、依頼のあった自治体の空き家等対策協議会に対して委員の推薦を行った。

ひょうご空き家対策フォーラムを通しての活動としては、定例会に出席するとともに、同フォーラム主催の相談会に相談員を派遣した。

兵庫県下の空き家協定未締結の自治体すべてにアンケートを発送し、空家問題における司法書士会の取り組みについて「是非話を聞きたい」との回答をいただいた14の市町のうち、明石市に再訪問して、司法書士会が自治体に対して協力・支援できる内容についての説明を行った。

尼崎市と「尼崎市における空家等対策推進に関する協定」を締結した。

法務局からの依頼に基づき、所有者等探索委員の推薦を行った。

1 2 . 第72回全国司法書士親睦ゴルフ兵庫大会実行委員会

令和8年11月13日・14日に開催予定の「第73回全国司法書士親睦ゴルフ兵庫大会」の情報収集や企画運営を検討するために、計5回の委員会を開催し、会場となる六甲国際ゴルフ倶楽部との打ち合わせを行った。